中部ブロックにおける審査上の取扱い（ブロック取決）のご案内

令和8年 11 月 10 日

令和 6 年 1 月 10 日及び令和6年12月10日にお知らせした以下の中部ブロックの審査委員会における審査上の取扱い（ブロック取決）については、その後、検討を重ねた結果、審査上の取決として一義的に取りまとめるべきものではなく、個々の診療報酬明細書の記載内容に応じ審査判断されるものとして、当ブロックにおける審査上の取扱いとしては削除することとなりましたので、お知らせします。

【中部ブロック取決事項】
医　科

No.	取扱い	根拠	備考
1	「分娩停止」でK898帝王切開術「1 緊急帝王切開」の算定は、原則として認められない。ただし、緊急帝王切開となる疾患又は母体及び胎児の状況により緊急に帝王切開となったことがわかる症状詳記があれば認める。	K898 帝王切開術の厚生労働省通知（※）に、「「1」緊急帝王切開は、母体及び胎児の状況により緊急に帝王切開となった場合に算定する。」と示されている。分娩停止は、陣痛はあるものの分娩が進行しない状態であり、当該通知にある「母体及び胎児の状況により緊急帝王切開となった場合」には、該当しない。 以上のことから、分娩停止で緊急帝王切開の算定は、原則として認められないと判断した。 ただし、母体及び胎児の状況により緊急帝王切開となった症状詳記又は緊急帝王切開の対象疾患から認められると判断できる場合については、この限りではない。 （※）診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について	削除（適用診療月：令和 9 年 2 月診療分）
2	爪白癬に対して、抗真菌剤（テルビナフィン、アトラント、オキナゾール等）の処方については、原則として認められない。	抗真菌剤（テルビナフィン、アトラント、オキナゾール等）の添付文書の「効能又は効果」は、足白癬、体部白癬、股部白癬等であり、爪白癬については示されていない。以上のことから爪白癬に対して「効能又は効果」に爪白癬がない抗真菌剤の処方は、原則、認められないと判断した。	削除（適用診療月：令和 9 年 2 月診療分）

本件に関する問合せ先
中部審査事務センター
混合審査室眼科・産婦人科審査課
（TEL:052-854-7833）早坂
（TEL:052-854-6779）野々部